

令和7年9月定例会 文教公安常任委員会の主な質疑・質問等

令和7年10月7日

発言者	発言要旨
矢吹委員	メタバース空間を活用した不登校支援に係る検討状況はどうか。
多様な学び推進室長	<p>メタバース空間による支援については、今月24日から児童生徒の入室を開始する予定である。</p> <p>先進事例である愛媛県が実施する事業では、3D空間、充実したコンテンツの搭載、また、大学生などのボランティアスタッフが常駐し、交流活動が行われていることを確認しており、更に情報を集め、本県のメタバース空間が子どもたちの居場所の一つとなるように一歩ずつ進めたい。</p>
矢吹委員	運営体制はどうか。また、アクセス数はどれくらいを見込んでいるのか。
多様な学び推進室長	4人体制で月2日程度、1日2回、1回当たり1時間の予定で考えている。IDは1回ごとに50人分を準備する。イベントごとにIDを付与する予定である。
矢吹委員	広島県教育委員会が取り組む「スクールS」に関しての捉え方はどうか。
多様な学び推進室長	「スクールS」による支援では、オンライン・通所のいずれも可能であり、この点はすぐにでも取り入れられると考えている。また、フリースクールや教育支援センター等につなぐなどの相談体制の更なる充実を図る必要があると感じている。
矢吹委員	義務教育では、教育委員会に教育を受ける機会を提供する義務があると考える。今後の学習機会の提供に係る考えはどうか。
多様な学び推進室長	小・中学校において、先生が児童生徒と連絡を取り、家庭で実施可能な課題を与えて評価する動きが以前と比較して浸透してきている。しかし、まだまだ浸透が不十分な点があることから、機会を捉えて、市町村教育委員会等に対し、学習機会の提供について、情報提供し、指導していきたい。
矢吹委員	学習機会の提供においては、フリースクールが非常に有効と考えており、補助事業を検討してはどうか。
多様な学び推進室長	今年度から、フリースクールを利用している生活困窮家庭に対し、市町村への間接補助事業で支援をしている。これらの成果等も踏まえ、フリースクールへの補助事業についての情報収集に努める。
矢吹委員	学校におけるタブレット等のICT機器の性能についての認識はどうか。
義務教育課長	現在、市町村立小・中学校で配付されている端末は、令和2年度から本格的に導入されたものである。当時、文部科学省が一定程度の性能を示した標準仕様を基に導入したものの、多人数で一斉に接続した際になかなか作動しない状況が見られるほか、本体メモリも性能的に不足しているという認識である。

発言者	発言要旨
矢吹委員	<p>本県の現場で使えない性能なのであれば、全国的な問題になるはずであり、国に状況を伝えてほしい。例えば、国への重要事項要望に記載しているのか。</p>
義務教育課長	<p>ICT機器は、今年度で導入5年目であり、更新時期を迎えている。このため、令和6年度に山形県GIGAスクール推進協議会を県内全市町村とともに立ち上げ、県域による共同調達の準備を進めてきた。</p> <p>2年度に文部科学省が示した標準仕様は、現在、最低スペックという基準に改められており、その部分の性能を上げて更新するよう調達の準備をしている。既に共同調達の基準は協議会の承認を受けており、今年度内に県内28市町村で約4万8,000台の端末が更新される。</p> <p>残りの市町村についても、9年度までには全ての更新が完了する見込みである。</p>
矢吹委員	<p>児童生徒によるICT機器の破損状況はどうか。</p>
義務教育課長	<p>令和4年8月時点で文部科学省が実施した全国公立小・中学校における保守管理についての調査結果では、端末の破損又は紛失が全国平均で2.2%程度であった。破損時の対応は、保守契約等による代替機手配が約2割強、予備機活用が約4割強、修理や購入が約3割強であり、自治体によって様々な対応を行っている。</p> <p>県では調査をしていないが、全国と同様の対応が行われていると考えている。</p>
矢吹委員	<p>少子化により学校の統廃合が進んでいるが、大人数の学校で授業をしなければならないのか。小規模学校だとしても、遠隔教育で大規模校の授業を受けることは現時点でも可能であり、非常に優秀な先生の授業をタブレットで見ながら、教室では担任が児童生徒をサポートする時代になるかもしれない。</p> <p>学習に関して、ICT機器を活用した遠隔教育の実施状況はどうか。</p>
義務教育課長	<p>端末導入時点では、教室に入れない、あるいは学校に来ることができない児童生徒に対して、授業の様子を配信することが盛んに行われ、現在も続いている。また、導入時に、ICT技術を活用した教育活動の研究を行う学校を地区ごとに指定しており、中学校学区内の小規模学校と大規模校との遠隔教育をした事例がある。これらの情報を県内に普及させるため、リーフレットなどを配付した。これらの取組は、現在も継続的に行われていると認識している。</p>
矢吹委員	<p>小規模学校が合併されときに、地域から存続要望が必ず出る。学校である以上、校長などの教職員が必要で、人的な面だけを考えれば統合しなければならなくなるが、遠隔教育を活用すれば、大規模校でなくても子どもたちに学習機会の提供はできると考える。たくさんの子どもたちが集まって人間関係を学ぶのは大事だが、大規模校ではないことを逆手に取り、子ども一人ひとりに応じた教育ができる可能性がある。この可能性に対して、遠隔教育を活用していくのはどうか。</p>
義務教育課長	<p>小・中学校の設置・統廃合に当たっては、設置者である市町村教育委員</p>

発言者	発言要旨
矢吹委員	<p>会が、地域住民や保護者と十分協議した上で、方向性を定めることになる。その中で、分校形式で教員配置を継続させることも選択肢の一つであると考えられる。こうした議論の中で、ICT機器を活用した遠隔教育が手段の一つとして採用され、それぞれの地域で活用が進むことはあり得ると考える。</p>
矢吹委員	<p>学校という固定観念が厳然として存在している。しかし、学校という概念が変革する時代に突入しているのであれば、市町村の判断も変化すべきだと考える。</p>
義務教育課長	<p>個別最適な学習において、ICT機器の最大限の活用とは、できる子はどんどん先に進め、できない子には懇切丁寧に教えるという個別指導が理想形だと考えるがどうか。</p>
矢吹委員	<p>子どもたちが個別に、また好きな時間に、様々な教育コンテンツに触れる環境は整ってきている。最近の教科書には2次元コード等が記載され、映像資料や外部リンク先につながる工夫があり、端末を活用した授業づくりに取り入れている。具体的には、県内10校を重点校に指定し、ICT活用した授業づくりにおいて、どのように取り組めば、個別最適な学びや協働的な学びを一体的に充実できるか研究を重ねている。</p>
矢吹委員	<p>今後、重点校の研究によるICT機器の有効な活用方法について、周知したいと考えている。</p>
義務教育課長	<p>習熟度に合わせた学習は、現在、教育現場で行われているのか。居残り学習が「いじめだ」とクレームを入れる親がいると聞くが、分からぬ児童生徒に、義務教育の課程の中でしっかりと分かるようになるまで指導していくことが正しい手法だと考えるがどうか。</p>
義務教育課長	<p>一斉指導の中では、特定の層の子どもたちをターゲットにした授業しか実施できない。それがこの端末の導入によって大きく転換すると捉えている。一方で、例えば習熟度別で放課後に個別学習をするとなると、働き方改革との兼ね合いもあり、先生に余力がある状態での実施について、十分に配慮していく必要がある。</p>
今野委員	<p>それを実現できるだけの時間を生み出すため、業務を効率化・省力化していく手段としてもICT機器を有効に活用していくものであると考えている。その点も重点校の研究成果として上がってくることを期待している。</p>
義務教育課長	<p>個別最適な学びは、授業中のことであると認識していたが、補習授業との区別はどう考えているのか。</p>
高橋（啓）委員	<p>ICT機器の持ち帰りも含めて、子どもたちが様々な時間帯に活用できる学習環境の整備を進める方向である。したがって、放課後に教員が一对一で指導することを要さずに、児童生徒自らが端末を使った個別最適な学びをいかに充実させていくかについて研究している。</p>
	<p>令和7年度の警察官採用計画はどう進めているのか。</p>

発言者	発言要旨
理事官（兼）警務課長	<p>警察官採用は、欠員補充となるため、退職者数に大きな影響を受ける。今年度は、定年退職者はいないが、定年前の辞職や暫定再任用者の任期満了などを見込み、警察官採用計画数を約70名としている。その大部分を競争試験で採用する予定であるが、それ以外では、かつて都道府県警察の警察官であった者で、結婚、出産、育児、介護等によってやむを得ず退職した者を選考試験で採用すること、また、回転翼航空操縦士（ヘリコプター操縦士）の選考試験において、若干名を採用することを予定しており、ヘリコプター操縦士については、既に1名の最終合格者を決定している。</p>
高橋（啓）委員	<p>全国的には、中学校に出向いて鑑識作業などを実演して、警察官を身近に感じてもらう取組や働きかけがあるようだが、採用募集活動の取組状況はどうか。</p>
理事官（兼）警務課長	<p>採用募集活動では、採用案内パンフレット、ホームページ、各種説明会の実施のほか、情報発信力の高いSNSや動画配信サイト等を活用し、多様な活躍の場があること及び全職員が生き生きと働くことのできる職場づくりに積極的に取り組んでいることなどを紹介している。また、各所属に募集活動責任者を配置し、各警察署には募集活動責任者に加えて副責任者を置き、職員全員がリクルーターであるとの認識のもと、組織を挙げて取り組んでいる。このほか、特に若手警察官をリクルーターに指定し、出身校の後輩に直接アプローチするなどし、潜在的な警察官希望者に警察官の仕事への理解を深めてもらえるよう、積極的に活動している。</p> <p>中学生に対しては、警察署が学校の協力を得て、警察官が赴いて、仕事内容を生徒に説明する場を設けている。採用面接の実例では、警察官を志した時期が中学生期という者も多数おり、引き続き取り組みたい。</p> <p>このほか、多様な人材を確保するため、令和5年度に外国語や情報処理における一定の資格を有する者への加点制度の創設、6年度に受験者の負担軽減を目的として、体力検査の見直しや大学卒業程度試験の第1次試験を都内で受験できるようにするなど、試験制度を改正している。</p>
高橋（啓）委員	<p>防犯用品購入キャンペーンの現状はどうか。</p>
参事官（兼）生活安全企画課長	<p>10月2日現在で、応募総数1,044件、防犯用品別では、防犯カメラ等の住宅防犯設備が588件、迷惑電話防止機能付き固定電話機455件、青色防犯パトロール用資機材が1件である。</p>
高橋（啓）委員	<p>キャンペーン開始から3か月ほど経過しているが、補助金執行予定額は、応募内容から算出すると約1,200万円、予算額の約89%である。</p>
高校教育課長（兼）教育DX推進室長	<p>入学者選抜における合理的配慮について、来年度入試に向けてどのような検討がなされているのか。</p>
	<p>入学者選抜における合理的配慮については、志願者が在籍する中学校長から志願先の高等学校長に対して行うことになり、進路相談の中で合意形成を図りながら進めていく。その内容は、入学者選抜実施要項に定めており、志願者の健康及び身体の状況、志望学科試験の実施を含む配慮等について相談を受け、県教育委員会では各志願者の状況を丁寧に確認し、必要な配慮を個別に実施していく。</p>

発言者	発言要旨
高橋（啓）委員  高校教育課長（兼）教育DX推進室長	<p>合理的配慮における i Pad 利用の検討の方向性はどうか。</p> <p>合理的配慮の対応としての i Pad の利用は本県では未実施である。他県の先行事例では、ノートパソコンやタブレット等の ICT 機器の利用がある。これらの事例なども参考にしながら課題等を整理し、早ければ令和 8 年度入学者選抜からの実施を目指して検討を進めている。</p> <p>具体的には、入学者選抜における合理的配慮で求められるものは、公平公正さの確保と検査問題の機密性の保持であり、これらが極めて重要な観点となる。公平公正の確保の観点では、予測変換機能を一時的に停止する設定や外部との通信遮断が可能であることは確認している。他県では、受験者が普段使用している ICT 機器の持ち込みを認めている県やあらかじめ準備した機器を使用させている県の両方があり、この点は、現在検討を進めている。</p> <p>また、障がいを有する生徒の保護者や中学校の担任からの相談では、これまでの本県入学者選抜では、漢字の書き取り、数学の作図、社会科では降水量等のグラフを作成する問題が出題されているが、これらについては、パソコンやタブレット等の端末での回答には適さない部分があるのではないかと指摘されている。さらに、意見交換等の中で、障がいを有する生徒の個別の事情もあることも把握している。</p> <p>これらと、公平公正の確保及び検査問題の機密性の保持をどう両立し確保していくかも含め、合理的配慮について、個別に判断していくことが適切であるという方向で検討を進めている。</p>
高橋（啓）委員  教職員課長（兼）働き方改革推進室長	<p>事業実施 2 年目に当たるスクールロイヤーの取組状況はどうか。</p> <p>スクールロイヤーは、学校現場において児童虐待、いじめ、不登校、暴力行為や指導上の課題のある児童生徒あるいは保護者への対応等に対し、子どもの最善の利益と保護者や教職員にとって最適な教育環境を守るために、また、市町村教育委員会における負担軽減を図るため、弁護士に対応を委嘱する制度である。</p> <p>昨年度の活動実績は、法務相談が 6 件、学校からの要請による研修が 2 件で、研修内容は、進路指導や部活動における対応であった。</p> <p>また、県教育委員会主催の校長等を対象とした研修を 1 件実施し、スクールロイヤーの業務内容や期待される効果を説明し、問題場面を想定したグループ討議を行った。研修参加者からは複雑な問題や重大な事案が起きなければ依頼できないものと思っていたが、未然防止の観点で活用したいという意見があった。</p> <p>今年 9 月末時点で、法務相談が 4 件、要請研修が 1 件、県教育委員会主催研修を 1 件行っている。今年度は、活用したいという要望が昨年度以上に寄せられている。</p>
高橋（啓）委員  教職員課長（兼）働き方改革推進室長	<p>費用面が高くて利用そのものが進んでおらず、弁護士の立ち位置も理解されていない。ソーシャルワーカー等と連携したスクールロイヤーの利用形態を考えていく必要があると考えるがどうか。</p> <p>各学校への周知では、子どもの最善の利益を守ることであること、学校の代理人としての対応は行わないことを明示しているが、研修受講者の中には、スクールロイヤーは学校の代弁者だと思い込んでいたという声があ</p>

発言者	発言要旨
高橋（啓）委員	<p>り、今後も研修を通して、立場や役割を更に周知する必要がある。そのほかの学校をサポートする様々な手段についても、今後情報収集し、より良い制度にしていきたい。</p> <p>件数等については、昨年より今年は増えると見込み、予算も確保していることから、学校のために更に活用していきたい。</p> <p>金峰少年自然の家の指定管理について、議案によれば同じ業者が継続して指定される見込みである。</p> <p>年々、賃金あるいは物価が上がる状況の中で、本県では物価スライド制が導入されていない。物価等について、新年度の指定管理者の公募にどう反映されているのか、積算の考え方はどうか。</p>
生涯教育・学習振興課長（兼）郷土愛育成室長	<p>今回の公募では、指定期間を5年に設定し、指定管理料の上限額設定は、前回の收支実績額を参考に、人件費、光熱水費、その他事務費などの項目ごとに物価変動を考慮した結果、前回期間の年平均より約480万円高い金額で実施したところである。</p>
高橋（啓）委員	<p>今後の5年間での人件費の上昇は見込んでいるのか。</p>
生涯教育・学習振興課長（兼）郷土愛育成室長	<p>現在の物価水準等を勘案した上限額を設定している。</p>
高橋（啓）委員	<p>物価上昇については、指定管理者との協議という項目で対応があるとは思う。しかし、指定管理者制度を最初に導入した平成18年度に、競争入札をして、その金額を基準にしながら、少しづつ契約額が上がっている。この基準は、今回の入札者が応札した額ではない。執行部が設定している上限額は、最初の競争入札で競わせて設定した基準額から始まっているため、競争しないで経営してきた今回の指定管理者の物価基準とでは、考え方が全然違う。基準の考えが両者で異なるため、人件費のスライド制が導入できない背景がある。今回の入札基準の方法では、まずは5年間の一定程度の費用を見込んでおくというものでしかない。</p> <p>契約は3年前の指定管理料と比べて、物価上昇は加味された内容になっているのか。</p>
生涯教育・学習振興課長（兼）郷土愛育成室長	<p>まず、新規指定分の人件費、光熱費等の物価上昇分については、加味されている。</p> <p>また、現指定分の人件費については、指定管理者が用意すべき人件費分と清掃業務等の委託業者的人件費がある。直接雇用の人件費相当分は、基本的には指定管理者の職員配置によるものであり、当初の設定上限額の中で指定管理者が対処すべきものと考えているが、協議により加味される物価上昇分では、委託先の値上がり分と直接雇用の人件費相当分の一部に反映している。</p>
高橋（啓）委員	<p>指定管理者が、清掃等の委託業者からの増額要求を踏まえ、県に伝えて、ようやく6月定例会の補正予算で反映された。それまでは指定管理者では物価上昇分の余力資金がなく、委託業者が指定管理者に話をしても、この金額しかないから駄目だと、切り捨てていた。</p>

発言者	発言要旨
	指定管理制度は課題が非常に多く、指定管理施設で働く者や業務委託を受けた者が迷惑を被る制度であり、制度をなくすべきである。少なくとも賃金のスライド制を導入していかないと、指定管理の関係者の労務が適切に評価されない。
相田（光）副委員長	専決処分第28号「留置施設の損壊に基づき生じた損害賠償の和解について」がある。外国籍の者が、山形警察署内の破損に係る損害賠償について和解をするという案件に係る内容はどのようなものか。
理事官（兼）警務課長	今年5月9日に無銭飲食で逮捕した大韓民国の国籍を有する者が、山形警察署において留置中の5月17日に、留置施設内のトイレに設置された木製ドアを損壊したことに対する損害賠償について和解する専決処分である。
相田（光）副委員長	米沢市でも、外国人が空き家等を物色しているという話が聞こえてくる。全国的に外国人による様々な犯罪が発生しているが、県内の検挙状況はどうか。
参事官（兼）組織犯罪対策課長	日本に住む外国人のうち永住者やその家族、在日米軍関係者などを除いた外国人を「来日外国人」と定義している。来日外国人犯罪の県内の検挙件数は、令和6年は225件、うち9割以上の214件が空き巣や暴行傷害などの刑法犯で、前年比121件の増加である。また、検挙人員は31人、同様に9割以上の29人が刑法犯で、前年比20人の増加である。なお、刑法犯の検挙件数が前年比121件増加しているが、これは他県で発生した万引き事件や侵入窃盗事件等を本県で検挙した被疑者の余罪として検挙したものが多く含まれているためである。
相田（光）副委員長	今年8月末現在の来日外国人に係る刑法犯の検挙件数は161件、検挙人員は21人で、前年同期比で130件、5人の増加であるが、県外を拠点とする窃盗犯グループを検挙し、捜査過程で県内における多数の余罪が確認されているためである。
相田（光）副委員長	山形県においても、来日外国人による犯罪は増加傾向にあると判断してよいか。
参事官（兼）組織犯罪対策課長	令和4年以降における来日外国人による刑法犯検挙状況について、4年は131件、うち窃盗犯は117件、5年は93件、うち窃盗犯は63件、6年は214件、うち窃盗犯は198件と増減があり、その原因は不明であるが、いずれの年においても窃盗犯の検挙件数が多く、昨年は9割以上を占めた。
参事官（兼）組織犯罪対策課長	検挙人員の国籍別では、4年は25人のうちベトナム人が15人で全体の60%、5年は9人のうちベトナム人が7人で全体の78%、6年は29人のうちベトナム人が18人で全体の62%であり、ベトナム人が大半を占める。
相田（光）副委員長	こうした傾向を踏まえ、犯罪抑止と検挙の両面から対策を講じ、県民の安全安心の確保に向け取り組んでいく。
相田（光）副委員長	近年、外国人犯罪は昔では考えられないほどに増加しており、県民の不安につながっている。外国人による犯罪は、新たな犯罪分野だと認識し、犯罪の予防等に取り組んでほしい。 外国人犯罪への今後の対策はどうか。

発言者	発言要旨
参事官（兼）組織犯罪対策課長	県内在住の外国人自身が被害に遭わないため、また、当該外国人が犯罪に加担しないように総合的な対策を進めている。併せて、事件認知の際に素早い初動捜査を展開し、迅速に被疑者を検挙すべく取り組んでいきたい。
相田（光）副委員長	今年度の教員採用試験の志願倍率や合格者数等の状況はどうか。
教職員課長（兼）働き方改革推進室長	小・中学校と特別支援学校、又は、中学校国語と高校国語のような複数の教員免許を有する者の併願を認めているため、正確な合格実人数ではないが、小学校で合格者数164人、志願倍率約1.4倍、中学校で89人、2.9倍、高等学校で31人、約5.0倍、特別支援学校で32人、約1.1倍だった。
相田（光）副委員長	合格者のうち、本県教員として、何割程度が実際に来年度採用されるのか。
教職員課長（兼）働き方改革推進室長	合格者の中には、他県も受験する者や大学院等への進学者がいることから、必ずしも100%の採用にはならない。
相田（光）副委員長	大学3年時に特別選考試験を実施しているが、この意義と目的は何か。本県の教員として勤めたい意向がある者を3年時に合格させ、4年時は教育実習などに集中させ、かつ、教育センター等で研修や実務を積み、採用される4月から即戦力で働くようなシステムがあつても良いと考えるがどうか。
教職員課長（兼）働き方改革推進室長	大学3年時特別選考の目的については、受験機会が増加すること、合格すれば4年時の受験で教職教養及び一般教養が免除となり受験勉強の負担が分散され学業等により専念できることなどの利点が受験者側にあること、加えて、県教育委員会として、次年度の志願者が確保しやすくなることである。
	次に、3年時の早期内定の提言があったが、郷土を愛する心を持って教員になることへのモチベーションを高められることや教員養成途中で教育委員会との関わりも増えることになるため、教員としての資質向上につながる可能性もあると考えられる。一方で、4年時に数週間にわたる教育実習を課す大学があり、この経験を経て、進路に迷う者もいる。実際、昨年度の採用試験出願時にエントリーシートに志望動機の記入を求めたが、教育実習が終わらない3年時受験者からは、進路を決定することには不安があることや、小・中学校の教員免許のいずれかまたは両方を取得する予定だがどちらにするか決めかねるという声が多く寄せられ、今年度は3年時のエントリーシートの提出は求めないことにした。また、国からは、就職採用に活動に関する要請事項として、正式な内定日を卒業修了年度とすること、3年生での内々定については極めて限定的で抑制的であるべきという指導がある。3年時で内定を出す自治体もあることは報道で承知しているが、学生が大学における学修に支障を生じないようにすることや山形の教育を担う者を正式採用するという重みを踏まえながら、柔軟性を持つつも、慎重に検討していく必要があると考えている。

発言者	発言要旨
相田（光）副委員長	<p>令和8年度山形県公立学校教員選考試験の秋選考実施要項が公表された。これは、小学校教諭を若干名、選考区分としては、元教員を採用する内容であり、現場経験のある者が採用されることにより即戦力になると考える。</p> <p>しかし、昨年、今年と盗撮事件で教諭の逮捕事案があり、懲戒処分を受け、その後、依願退職している者も元教員に該当するはずである。来年12月から施行予定の日本版D B Sにも関連するが、子どもに関わる現場には、何かしら疑惑がある者を採用しないスタンスが必要だと考えるが、当該選考試験で採用する際は、前職での勤務状況等を確認しているのか。</p>
教職員課長（兼）働き方改革推進室長	<p>採用時の賞罰・不利益処分歴等の確認については、特別選考に限らず、全員が提出する意思確認書類に刑事罰及び懲戒処分歴を申告する欄を設けている。この欄に記載のある者が、2次試験の面接試験に進んだ場合は、その内容を確認し、記載がない場合でも記載漏れがないか確認している。</p> <p>また、児童生徒等の権利の擁護を目的として、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が令和3年に公布され、過去に児童生徒性暴力等を行った者が再び教壇に立つことを防ぐための仕組みとして、児童生徒性暴力等を行った教員や行為を行ったことにより教員免許が失効した者（特定免許失効者）に関する情報をまとめたデータベースが5年4月から稼働しており、当該データベースを利用して、採用前に全員について確認を行っている。加えて、現職教員等であれば所属する教育委員会から経歴等についての資料を求めていている。</p>
相田（光）副委員長	当該秋選考で採用される現職教員の場合、全ての受験者に対して、犯罪歴等の記載があってもなくても状況を確認しているのか。
教職員課長（兼）働き方改革推進室長	現在の法律や様々な採用の取組を参考に、できる限りの対策をとっている。ただし、示談による解決等、表面上は表れない事案の場合、把握は難しい。その中でも、やれることを行い、確認していきたいと考えている。
相田（光）副委員長	2次試験では、人数も絞られるため、表面に表れないことでも確認し、それらの者は採用すべきではない。基本的に、被害者目線、被害に遭うおそれのある子どもの目線に立って採用してほしい。被害を防止するために、疑惑があれば教職には就けないという厳しい対応を取る必要があるほど、今の世の中は異常な状況になっている。純粋に教員をしたいという者もいるが、グループを使って児童ポルノを共有する教員がいるのも事実だ。身体調査をし、疑ってかかることが必要だと考えるがどうか。
教職員課長（兼）働き方改革推進室長	子どもたちが安心して学校に通い、保護者も地域の方々も安心して学校に関わってもらえ、そして教員自身も、自信を持って教壇に立てるようになるための大切な意見だと受け止めた。様々な情報を収集し、また、日本版D B Sも来年12月から稼働するため、それらの取組を通して、子どもたちが安心して通える学校、そして自信を持って教壇に立てる教員の採用に努める。
今野委員	民間企業は、大学3年時の1月時点で45%程度内定を出している。令和6年では、3年時のうちに60%程度内定を出している。民間志望の同級生の内定状況を見ながら、4年時に教育実習があり、内定が更に遅い時期に

発言者	発言要旨
	<p>なる状況は、教員採用試験受験数の減少に影響しているのではないか。 全国的な傾向を調べた上で、4年時の教育実習では教員を志願する人が減る流れになっていることを指摘し、大学の教員養成の在り方について、国に対して働きかけることも重要と考える。</p>
<b>【請願13号】</b> 相田（光）副委員長	<p>地元紙に夜間中学を県立で設置する旨の記事が出た。議員は全く聞いておらず、初めて新聞で知ることになった。これは、教育委員会としての発表なのか、それとも教育委員会としてその方向で進めるという認識なのか。</p>
多様な学び推進室長	<p>県立での設置を検討した事実はない。</p>
相田（光）副委員長	<p>教育委員会としては、まだ設置をするかどうか決定していない状態であり、市町村アンケートの調査を見て、手を挙げた市町村がなかった。設置するとなれば県だという考え方も理解している。夜間中学の必要性について、県教育委員会の考えはどうか。</p>
多様な学び推進室長	<p>夜間中学の必要性について、教育の機会均等確保法や国からの設置要請なども含めて、県として設置を検討しなければならないのではと考えている。</p>
相田（光）副委員長	<p>県教育委員会として、いつまでに正式に議論をまとめ、方向性を決定するのか。</p>
多様な学び推進室長	<p>明確にいつまでは決めていない。10月14日に第3回検討委員会が開催され、報告書の取りまとめに向けて意見調整が行われる予定ではあるが、いつまでに取りまとめが終わるかは分からぬ。</p>
相田（光）副委員長	<p>詳細はこれからではあるが、設置に向けて県としても方向性としては進んでいかなければならない状況にあると認識したので、これまで継続審査にしていたが、夜間中学についての需要もあるということを加味すれば、賛成である。</p>
梅津委員	<p>法で求められている夜間中学を設置することが大事である。教育委員会での検討を後押しするこの請願は、採択することが大変重要であり、賛成である。</p>
矢吹委員	<p>國の方針があることから、請願採択は妥当だとは思うが、現状では教員が足りない、働き方改革が必要、加えて、公立高校の老朽化に対しての予算が少ないなど教育行政は多くの問題を抱えている。それらも含めて、設置後の運営もしっかり検討し、場合によっては、国への要望等を行ってほしいと意見を申し上げた上で、私も賛成である。</p>
伊藤（香）委員長	<p>令和6年度時点で35都道府県61校の夜間中学が設置されており、設置後の課題が既に見えている。設置が必要なのは理解するが、継続的な運営が</p>

発言者	発言要旨
多様な学び推進室長  伊藤（香）委員長	<p>必要であり、設置後の課題に対する検討が不十分に感じる。</p> <p>国の補助は年間で補助率3分の1、上限250万円、補助期間は3年間であり、その後は自治体の自主財源となる。設置主体が県なのか市町村なのか全く決まっておらず、細かな制度設計を誤ると現場が疲弊してしまう。夜間中学は設置が目的ではなく、通う人に意味のある学びを提供すること、それを保障していくことが本質ではないか。これから具体的な検討を進める中で、教員確保や財源問題などに対し、現場目線を持ち、事業が継続できる状況を十分に検討してほしい。また、議会に対しても逐一報告を求める。</p> <p>実際に、財政的な視点や教職員の人材確保について、実効性のある検討を行っているのか。</p> <p>これまでの検討委員会において、委員からは、今あるものを工夫して設置すべきとの意見が出ている。既に設置した都道府県でも、財源不足や教員不足の課題があり、加えて、ニーズが何年続くのかという課題もある。学びを保障していく目的を失わずに検討したい。</p> <p>また、漢字やローマ字などが読めなくて苦しんでいる県民が目の前に存在しており、それらの者を救っていくことが大事だと考えていることから、ただいまの提言について、夜間中学在り方検討委員会に反映したい。</p> <p>通う人にとって意味のある学びを保障するという本質的な部分の議論をお願いする。拙速な設置には慎重であり、段階的、実証的な進め方を求めるという意見を表明し、請願には賛成する。</p>
⇒全会一致で採択すべきものと決定	
【意見書発議】 矢吹委員  ⇒全会一致で発議すべきものと決定	<p>公立高校の施設設備の老朽化が喫緊の課題だと認識している。また、私立高校にはバス送迎があるが、公立高校では対応できず、生徒確保に困っている等の様々な課題がある。公立高校に対しての支援が今後ますます必要だと思う。これは、県議会全体の思いであり、県立高校の教育環境の改善を求める意見書案を本委員会の総意として本会議に提出すべきだ。</p>